

## 日本の共和主義的精神

—天皇制に基づく国民統合、日本の憲政秩序—

### The Spirits of Japanese Republicanism

—The unity of the people based on Japanese Tenno System—

大東文化大学大学院法学研究科政治学専攻 博士課程後期課程

学籍番号 14242101 小佐野和子

#### 目次

1 共和主義と共和制	3
2 「日本民族」と天皇制について	5
3 絶対君主制的時代の天皇制的共和主義	8
(1) 明治憲法成立期の私擬憲法	9
(2) 北一輝の構想	16
4 日本国憲法形成期の共和主義	17
むすびに	19
<参考文献>	25
<参考資料>	26

#### はじめに

日本の天皇制は対外的な緊張の高まりと共に、近代に入り明治憲法の制定により、明文化されたが、歴史的に日本の秩序は天皇を頂点とした、政治的文化が培われている。

日本の共和主義的な傾向は聖徳太子による十七条の憲法や明治時代の幕開けとなる王政復古の発令の後になされた五箇条のご誓文に表れている。21世紀において、聖徳太子の存在自体が疑問視もされるが、十七条の憲法には共和主義的な態度が表わされているといえるのではないだろうか。天皇を中心とする中央集権化は大化の改新において、顕著となり、政治秩序としての天皇の記録は『古事記』や『日本書紀』として、また、国民存在の平等性(参加可能性)という共和主義の前提としての態度が『万葉集』で表現されている。つまり日本において天皇制に対する反発の歴史はあるものの、国家主権は天皇制を頂点とする共和主義的な精神の伝統に基づき形成されており、明治憲法や日本国憲法の形成過程においてもそのような政治文化が表れている。

西欧的な近代国家の指標としての国民国家の概念において、日本という国を民族という側面から考えると、一般的に、単一民族としてのイメージがある。しかし、近年も、日本の民族的な多様性がとりざたされ、十七条の憲法が制定された当時の状況だけでなく、歴史上の争いには多部族・多民族国家として、天皇を頂点とした秩序づけの必要性が日本固有の政治的な風土の事情であるともいえる。

このような見地は日本の政治史において、果たされた天皇制の役割から明らかとなる。すなわち、歴史的にも、江戸時代に至るまでも政治制度は天皇により、権威づけられ、その時々政権が成り立ち、秩序づけられてきた。1853年にアメリカ合衆国のペリーが日本の浦賀に来航し、鎖国状態の日本は開国を迫られた。ここで日本は不利な立場での条約締結をし、日本では国内政治的な調和だけでなく、国際政治上の主体としての近代的な国家形成が意識される。このような外圧的な影響や国内的な事情から法治国家の土台としての憲法が制定されるが、この大日本国憲法において、天皇制は明文化され、西欧的な精神に基づいて表現された。このような日本的な共和主義的精神は憲法制定過程としての第二次世界大戦前の明治憲法(大日本帝国憲法)制定期や第二次世界大戦後の日本国憲法制定期の憲法草案に見出すことができ、一貫した政治的文化として考えることができる。なお、この拙論は本学大学院法学研究科政治学専攻後期博士課程の政治学特殊研究の成果として、結実したものであり、主に原典講読で深めた M・ウェーバーや C・シュミットの政治理論的な分析概念での解釈を用いている。3の明治憲法形成期にみられた私擬憲法の資料収集において、お付き合い頂いた大東文化大学図書館書庫棟の方々に感謝の意を表したい。

## 1 共和主義と共和制

共和主義<sup>2</sup>の政治制度的な志向としての共和制は君主制と対立的な政治制度とされることもある。しかし、政治制度としての共和制は、共和主義が君主制と背反しない概念であることやその事例を世界史においてみいだすことができる。そして、今日において、共和制体を称する諸国は日本国の承認する国家群あるいは国連の承認のもとにある国家群において、圧倒的な割合の多さで存在するが<sup>3</sup>、その共和制の実体は、なお検討する余地があるだろう。

共和主義とは政治的に積極的に関わろうとする態度であり、民主主義に含有される政治的欲求を要求することのみ眼目をもつ態度とは違う。共和主義的態度による政治制度の可能性はルソーによって、君主制をも含む広義なものとして定義されており、彼の『社会契約論』において、君主的な人型(フィギュア、Figure)である立法者が設定されているが、立法者は国家の成員に対して、超越的な立場にいる者であり、そのような文脈で、民主主義的な共和制が可能となる。つまり、民主制がおちいる腐敗や不公平性を防ぐ方法として、多角的な立場の意見を反映させながら、君主的存在による政治的判断により、統一的国家行政を遂行しようとする体制といえる。君主のような超越的な立場は特権的境遇により、超越者としての観点をもちえる。それはローマ共和制のもとの元老院とローマ皇帝による共和主義的な体制や中世ヨーロッパの選定王と諸侯との関係や、あるいは絶対君主と等族(シュテンデ、Stände)との関係性において、出現した共和制的体制である。君主と等族の関係において、ウェーバーの分析によれば、合議形態を形成した会議の場での君主の行為を「その決定を枢密院あるいは最高の国家官庁と呼ばれるものの決議に対して述べ、(決裁し、)」<sup>4</sup>としており、これは君主を伴う共和制による政治的決定の簡潔な定式化といえるだろう。このような君主制的な共和主義は政治的決定の<sup>5</sup>国家の政治運営の形態として、割拠する諸侯たちの中で、君主による裁可から形成された政治的決定過程<sup>6</sup>であるし、独裁的な手法によらない共和主義的な政治的決定、あるいは政治的秩序の形成ともいえる。

民主主義と共和主義は表裏一体的な態度であり、共和主義としての平等な立場での政治参加は、民主主義としての負の面が強まると各々が其々の立場のみを主張したり、政治的な無関心から偏狭な独裁的状况を生み、統一性を欠く可能性があり、無秩序の基因ともなりかねない。君主的存在という統一的な

指標の設定は知恵・勇気・節制という国家の徳の中核となる正義としての秩序をもたらすものとして、必要となる。

日本の天皇の君主としての裁可は国家主権の一つの現れであるが、天皇制の主権には『古事記』や『日本書紀』で表された主権的存在としての秩序性が保持されている。つまり、国家が物理的強制性(武力による威嚇)によって、形成される面はあるものの政治的主権者自身が、その物理的強制力(武力的な威嚇)の体現者である必要はなく、政治的な権威としての正統性において、政治的な秩序が保たれている面がある。政治的秩序は行政的な政策決定としての動的な側面と共に永続的な秩序としての不動性が求められる。この統治秩序の二側面は歴史の進展に伴い分化した。すなわち、日本において、第二次世界大戦後には、政治的秩序の物理的な強制力による秩序維持だけでない象徴性を伴う指標は行政的な政治的決定とも如実に分化した。家永三郎は『日本における共和主義の伝統』で、日本において、「君主制を否定する共和主義が存在したかどうか、存在したとすれば、その思想的内包と社会的外延とはどの程度のものであったか、というような点にあるのであるが、研究者の間では、これに対し、消極的見解をとる人が多いように見受けられる」としている。また、「明治憲法体制下にあつては、「西洋心酔者」発生以前の日本においてはあらゆる日本人がすべて皇室尊崇の思想をもっていたかのように宣伝されてきたのであるが、それが客観的史実に違っていることは、すでに戦後の研究により明らかにされている。」とし、たとえば、古代日本の尊王思想の表現とされるものは、どれも皇室を取り巻く豪族や公家貴族の思想にすぎないのであって、一般人民の思想ではないとしている。その上で、君主制に否定的な態度としての天皇制への否定的な思想動向を列挙している。しかし、共和主義が君主制と必ずしも背反しないこと、そして、天皇を中心とする国家体制の構想は皇室を取り巻く豪族や公家、貴族に限られないだろう。共和主義を君主制に基づいた共和制として解釈するならば、日本の政治的秩序の形成は天皇制に基づく共和主義体制を志向してきたといえるだろう。天皇による独裁色の強い時代があるとされながら、何らかの役職や法律が存在し、天皇の存在を補う役割を果たした。国家の成立を暴力に求める論議はあるが、国家が暴力によって、成立し、現存の体制を暴力で改革するとしても、その限界は柄谷行人においても示されている<sup>8</sup>。ところで、第二次世界大戦後の日本の政治制度は民主主義的な選挙制度に基づきながら、立憲君主制<sup>9</sup>と解釈されたり、権力の絶対化<sup>10</sup>であるとされたりもする。日本の政治制度は確定的に定義づけられない面をもつといえ

る。しかし、敢て、現存するという観点から、鑑みて、勝者の論理としての歴史という批判はあるものの、日本の共和主義的精神は、その政治的風土やその歴史的な政治過程において存在し続けているといえるだろう。そして、原初の政治社会集団の成立にたちあわずとも、我々は瞬間、瞬間に現存を解釈し直すことで、社会契約を更新し、承認しており、日本の天皇制に基づく共和主義的な精神は21世紀まで続いているのではないだろうか。

## 2 「日本民族」と天皇制について

国家の固有性はその成員である国民の民族性や文化であり、文化とはその国家の地形的、気候的条件から形成された言語や装束、食文化や様々な芸術的表現のような要素があるが、日本の固有性は、歴史上で遭遇した異文化との交流過程で様々に変化した。西欧諸国との交流が見られた16・17世紀にも増して、19世紀以降に顕著となる西欧化の波は、それまで形成された日本の文化的土壌の非合理的な因習からの解放としての意義をもちながらも、日本古来の民族性は変容したともいえる。そのような文化的な状況において、天皇制という政治的機構にこそ、国際政治の圏で、日本国の固有性、国家としての主体性、政治的文化的固有性がみいだされるのではないだろうか。ヘーゲルが理論化した国家が展開する固有の理念は、日本において、この政治的秩序としての天皇制のみが、固有のものとして継続しているだろう。

あらゆる言語に非合理性は存在するが、日本語独自の特殊性として、ローレンツ・フォン・シュタイン(Lorenz von Stein, 1815-90)<sup>11</sup>は、明治期に3種類の表記法があることの非合理性を指摘している。<sup>12</sup>この3種類の表記法自体は現在も行われているが、日本語の文法的な事から言葉の意味・概念には、おそらく明治期に激変といえるような改革が行われたといえるだろう。外国語から日本語に翻訳される時点で、さまざまに、それまで日本国において本来なかった概念を伴う単語が識者により現出されたのだ。風土からつむぎ出される自然に発生した言語ではなく、外からの圧力的な影響により、造形しなければならぬ歴史的な必然性からの日本の言語世界の展開があり、そのような言語体系をめぐる日本の状況は今日まで、続いている。もちろん、そのような日本語の変容は異文化の吸収、表現の多様性をもたらしたともいえるが、一方で、母国語としての日本語の未来に対して、危惧が生じる<sup>13</sup>。

その上、民族を形作る衣食住の文化は言語に限らず、明治期の文明開化

のもとに政府主導で、変革された。明治維新の文明開化は不平等条約の是正をめざし、文化的な面からの西欧化によって、西欧列強の関心を得ようとした。それは徳川幕藩体制の中で開花された文化<sup>14</sup>を強引に変えていくということで、1872年の太政官による布告により、洋式礼服が採用され、軍隊でも洋式軍服が採用されたため、仕事や普段着としても、洋装が普及した。明治期にはそのように、服装という言語レベルだけではない文化や生活の分野が変化した。あらゆるレベルでの制度的な変革があり、そのような西洋文化の受容は今日も継続しているが、そのなかで、ただひとつ日本民族として、政治的な指標としての天皇制は固守され、存在し続けたといえる。近代国家として、軍事力を背景とした西欧諸国列強の割拠する国際社会への参加を迫られた日本は、法治国家をたてまえとする国際社会において主権国家として、認められるために、憲法を制定することが条件とされた。古代・中世の日本統治の担い手は武力を有する朝廷あるいは武家政権であるが、単なる物理的な強制力としての武力のみにより、その統治の正統性がかたちづくられたのではなく、その秩序意識には常に核としての天皇が存在した。古代から中世にかけての政治的秩序は天皇や皇族、豪族や貴族により政治的決定過程として表れた<sup>15</sup>。そして、中世から近代にかけては武力を背景として成長した武士による統治が行われ、統治機構の頂点である幕府の創設者は天皇により征夷大將軍に任命されることで、統治機構の長であることの正統性を認められていた。武将としての実力(武力)の優越性だけでなく、その統治者としての正統性の保持には天皇による認証が必要で、そのことにより、戦乱の継続は避けられた。それは、単なる物理的強制力によらない権威づけといえるだろう。明治期以前のように近代的な憲法典で明文化されていない時代においても、天皇制は不文律として存在したといえるだろう。

古代から中世において天皇制の観念を伴う中央集権化が行われ<sup>16</sup>たが、ここでは、すでに20世紀の日本まで継承される日本の領土が含まれていた。ただし、その領土内部での配分を巡る紛争は中世から近代まで存在した。統治という政治的行為はC・シュミットによれば、非常事態の極限に、政治的状況が現出し、そのような状況でこそ政治的な決定主体が明白になる。ただし、このような場面では、実際には政治的な決定主体(戦闘の指示者)として代理人がたてられる。C・シュミットによれば、「主権者とは非常事態について、決定を下す者である。」彼によれば、主権とはボダンが定義する主権の徴表である現行法を破棄する権限や宣戦と講和、官吏の任命、また、最終審や恩赦権の資格を

有することを意味するが<sup>17</sup>、実際の執行に関しては、その権利を委ねられる執行部や委員会が存在する。シュミットは君主自体も委員会のひとつであるとしているが、緊急事態での委任の例として、神聖ローマ皇帝フェルデナンド 2 世によるヴァレンシュタインへの統帥権の委任を挙げている<sup>18</sup>。このような委任は時間限的なもので、「君主の委員（コミサール）について言えることはすべて、これらのメンバーすべてに当てはまる。すなわち、かれらが「代役をつとめる」被代理者が、みずから乗り出す気になるとき、かれらの代理は終わるのである。<sup>19</sup>」つまり、日本の、武士が活躍した内乱において、天皇の宣旨により、戦乱が始まり、勝者に対する征夷大將軍のような官職の任命が非常事態の終結を意味したりもした。すなわち、ここでの武士の活躍は天皇の代理としての統治主体であるともいえる。中世日本において、政治秩序としての物理的強制力の側面は、統治機構として、分化していた。神代の神武東征に対して、中世においては、天皇自身によらない東北地方の統合活動がなされた<sup>20</sup>。中世においては天皇を頂点とする統合秩序については内乱の争点ではなく、内乱の争点は日本国内の領土的配分である。壬申の乱や南北朝の争い、あるいは明治天皇に関する疑惑という血統に関する内乱や秩序の乱れという歴史はあるものの、天皇制に関しては確立しており、近代において、それらはもはや外面上の争点ではない。内実がいずれにしても、万世一系とされる天皇家による統合の理念あるいは体制は西欧諸国の政治思想家にネガティブに評価されたり、未文明化<sup>21</sup>と批判されながら、日本の政治社会の道理に根差して、すでに確立され、改変されずに機能し続けてきた日本の統合原理であるだろう。

江戸末期に締結された不平等条約を正当化する論理はすでに天皇家の地位が慣習として定着し日本の統治装置として機能していたにも関わらず、半文明の国とされたことによる<sup>22</sup>。この不平等な状況に、日本はあえて近代的な法治国家として、条約を締結したという契約の事実を受け入れ、時間をかけて、この不平等な条約を打開した。半文明とは、政治体制において、国民の主権意識が希薄であるということの意味するであろうが、しかし、国民主権が必ずしも、君主的存在を否定することにはならないだろう。民主主義国として、確立された西欧諸国もその多くは制度的に代議制であり、直接民主制としての本来的な共和主義とは違う。近代国家としての西欧の国々においても、国家としての形成は王権的存在により成された。しかし、この君主制は日本の天皇制という世襲をその原理とする君主的存在に対し、選定王という性質をもつ。このことにより、日本と西欧の君主制は区別され、西欧の君主制の民主的な傾向を特質にあ

げることできる。しかし、この選定王<sup>23</sup>という特質により西欧の君主制が民主的性質をもつとされるなら、日本の天皇家において、血統の選定は諸侯的存在による選択として歴史的に様々な手段<sup>24</sup>によりなされたともいえる。つまり、その血統の選定は共和主義的な選択や近現代の民主的な統合政策により成された面もあるといえるだろう。つまり、天皇家の血統は多様な民族性、階層性を取り入れながら万世一系という精神を維持している。こうした日本の天皇制に基づく共和主義的な文化的素地としての政治体制の精神的な表現は『万葉集』により表現されている。また、中世においても北畠親房の『神皇正統紀』で天皇制的な共和主義的政治態度により、表現されている。しかし、21世紀のあらゆる世俗化の流れにある歴史的な潮流において、血統そのものの民族的結合が民主的な時代精神とともに天皇家に体现されているといえ、まさに天皇の存在そのものが、峻別された日本国の血統(民族的・階層的)の象徴的な混合体ともいえる。

拙論では共和主義にともなう定義を広く解釈したうえで、天皇制に基づく共和主義の思想の伝統としての近現代にみられた構想を主に憲法草案を通じて思想史の一端を紹介し、考察するものである。19・20世紀の時代の節目に展開された天皇制的な共和主義の精神の現れとして、憲法の制定をめぐる動きに焦点をあて、3では主に、大日本国憲法制定時にみられた様々な私擬憲法草案や第二次世界大戦期の構想を、また4では第二次大戦後の日本国憲法制定時にみられた憲法草案をとりあげた。これらは各時代の政権を必ずしも担う者ではない精神が含まれている。これらは、日本の近代化の歴史において、表れた天皇制的共和主義の痕跡である。憲法を対象とするのは、憲法が国家の礎とされる法であり、したがって、憲法草案にはその草案者の国家体制に関する姿勢が表れるからである。

### 3 絶対君主制的時代<sup>25</sup>の天皇制的共和主義

大日本帝国憲法は前述したような近代国家を確立しようとする日本の対外的な状況から制定され、憲法の起草方針は岩倉具視と井上毅により策定されていた<sup>26</sup>。その後、憲法調査のため、伊藤博文が欧州へ派遣されるが、起草の本筋は井上、ロesslerによって形作られ、伊藤と伊東巳代治、金子賢太郎やモッセやピゴットなどの外国人顧問の意見に従い、多少の修正を加えられ、明治憲法が形づくられた<sup>27</sup>。天皇家の統合機能は日本の主権を表現する場合に

必然的なものと意識され、それは日本の共和主義的土壌での秩序として認識されていた。君主制としての<sup>28</sup>天皇の存在や権利は唯一のものとしてされたが、国民各人の権利も尊重しようとされている。更に、当時の政権の中心にいた人物たちだけでなく、多様な人びとによる私擬憲法<sup>29</sup>が発表されたが、そこにも天皇を中心とした政治体制の構想はみられた。(1)では明治憲法成立期にみられた私擬憲法を、また、(2)では、第二次世界大戦期の過渡期にみられた北一輝による構想をとりあげる。

### (1) 明治憲法成立期の私擬憲法

ここでとりあげる明治憲法形成期の私擬憲法は国立国会図書館所蔵、国立国会図書館閲覧部政治法制参考室憲政資料室編の憲政史編纂嶋収集文書がマイクロフィルムとして大東文化大学図書館に所蔵されているものから得たものである。

この憲政史編纂嶋収集文書に収められた私擬憲法には、次のようなものがある。

- A 江藤胤雄の「附国法私擬」
- B 青木周蔵の「大日本政規」・「帝号大日本政典」・「帝号大日本国政典」
- C 元田永孚の「国憲大綱」
- D 西周の「憲法草案」
- E 山田顕義の「憲法私案」
- F 共存同衆の「私擬憲法意見」
- G 筑前共愛会の「大日本帝国憲法見込書草案」・「大日本帝国憲法見込書大略」・「大日本帝国憲法見込書大略見込書」
- H 中井誠太郎立案の「国憲私考」
- I 加藤政之助の「讀私擬憲法草案」
- J 郵便報知新聞の「私考憲法草案」及「附稿」
- K 山陽新報社の「私草憲法」
- L 菊池虎太郎、黒崎大四郎、伊藤東太郎らによる「大日本国憲法草案各庁改革之意見」
- M 湯川直英の「憲法草案」
- N 立志社のものと推定される「日本憲法見込案」
- O 桜井静のものと推定される「大日本国会法草案」

これらの中には公民としての徳である義務に関する言及もあるが、共和主義を可能とするのは能動的に国民(市民)が政治参加できる権利(市民権)を保証されていることと、国民(市民)の合意できる正義としての徴表が明らかであることであり、それが条文や構想に示されていることだろう。また、これら能動市民的な存在が競合的に政治的決定過程に関与できることが示される必要がある。そのため、天皇の主権的な立場を示したり、能動市民の可能性としての特徴である政治参加の可能性への言及、また、能動市民らが議会等への参加により政治的決定への関与を予見させることがらが記されていることに着目した。ここでの共和主義は能動市民による政治的参加を企図する政治的態度だが、能動市民としての市民イメージは近代市民革命で登場したブルジョアのみを意味するのではない、狭い政治的主体層に限らない政治社会の成員を対象としている。ここで、紹介するものを考察するにあたって、能動市民として構想された憲法草案の条文内容として、天皇のみの独裁的な政治裁量を定義するのではない、より多くの政治的社会的成員の政治参加可能性を示唆することがらがあることに、留意した。この資料の有用性はその私擬憲法草案者たちが、明治憲法制定期の直接的な政府関係者だけでなく者によるものがあることやまた、明治維新において、中心的存在であった薩摩・長州藩という地域性にとどまらない地域の人々において、草案された資料をもつという点である。

これらの草案では、天皇制に基づく共和主義的精神の特徴として前述したような

- ① 天皇の主権的立場を定義することがらを含むこと
- ② 天皇のみによらない主体による政治参加の可能性や政治的決定への関与の可能性を示唆することがらを含むこと

という条件を備えていることを基準に検討した。この基準によれば、B、E、F、G、H、I、J、K、L、M、N、O の私擬憲法草案において、比較的、容易に天皇制に基づく共和主義的な態度をみいだせる。

ところで、A、C、D について、この範疇にいれなかった理由は次のようなものになる。

A は主権としての制法において、太政官議員が参翼、輔弼できるとし、天皇以外の者の政治的参加を許容するが、「共和民主ノ大害ヲ防ク」ために「獨裁ノ本ヲ堅フシ」<sup>30</sup>としているため、除外した。C は天皇の権利について、「全國治教ノ權ヲ統フ」としている。また、人民の身体、居住、財産の自由を定めてお

り、「國教ハ仁義禮讓忠孝正直ヲ以テ主義トス君民上下政憲法律此主義ヲ離ル」<sup>31</sup> ことができないとしてする。その態度には君民が依るべき同一の態度が示されるが②の条件について明確な規定がないため、ここでの広義の共和主義には入れていない。D は天皇による行政権や立法権の行使に関して、断言することを避けている。また元老院が国会の代理とすることを明白に否定し、立法権は天皇と国会が合同して行う事を言明し、10万人に一人には議員を選出すること<sup>32</sup>を唱えている。そのような点では、おそらく、この資料において、最も共和主義的ともいえるが、①の条件に関して、曖昧であるため、ここでの範疇からは外した。

B の青木による私擬憲法草案は明治六年に完成された<sup>33</sup>「帝号大日本国政典」の第3政務の第31章・第32章に共和義的な特徴があらわれている。すなわち、

#### 「第31章

政典中百般ノ箇條ハ即チ皇帝陛下ト人民ノ間ニ一致セル定制タルヘシ隨（したがっ）ツテ皇帝陛下及諸官員ノ処置ト雖モ事實政典（規）ノ意趣に反セサルトキハ即君民一和セル所業ト知ルヘシ

#### 第32章

典則ヲ作為スル威權ハ素トシテ 皇帝陛下及議員ニ帰スヘシト雖モ時勢ヲ顧（ニ應シ、）皇帝陛下ハ典則ヲ作為スル議論ヲ決定シ議員ハ其義ニ參與スヘシ」

<sup>34</sup>

とし、議員という人民の代替者の設定がされており、議論への参与が義務付けられるが、決定は皇帝としての天皇に委ねられている。しかし、皇帝である天皇は独裁的な存在ではなく第31章にもあるように、政典自体が皇帝と人民の間で一致した事項として、明記されており、その政典の意味する事に反しないことを条件として、諸官員の処置が是認されるべきであるとされている。

E の山田による「憲法私案」には、「高松宮家本」、「伊藤家本」、「岩倉家本」とあるが、「伊藤侯爵家本」の第17・18條に天皇主権に関する事項や、第36・40條に共和主義的な傾向が最も表れている。<sup>35</sup>

F の共存同衆の『私擬憲法意見』では皇帝の権利第19,21,22條<sup>36</sup>に最も①の態度が表されており、国会の第1,2條<sup>37</sup>や下院第1條<sup>38</sup>に②の特徴が表れている。

G の筑前共愛會によって明治13年に参議に提出された『大日本國憲法大

略見込書』では、皇帝としての天皇による立憲君主政治を第1篇第1章政体の第1條<sup>39</sup>で、定めるが、第2條・3條<sup>40</sup>において、

「第二條 皇帝ハ国会兩院司法官及ヒ大臣參議省使長官ニ依テ其國ヲ統治ス

第三條 立法の權は皇帝國會ノ兩院ト之ヲ行フ」

とし、皇帝としての天皇の權能や国家の立法權が定められている。その上で、国民の權利を次のように定義してゐる。

「

第二十九條 凡ソ国民ハ法律の前ニ於テ同一ノ權ヲ有ス

第三十條 凡ソ国民ハ其器能ニ應シ文武ノ官吏タルコトヲ得ル

第三十一條 凡ソ国民ハ諸種ノ公會ノ議員タルコトヲ得ル但シ法ニ依リ民權公權ヲ剥奪サレタル者ハ此ノ限ニアラス

第三十二條 凡ソ国民ハ自由ニ言論ヲ發シ又ハ豫メ監査ヲ受ルコトナク思想若クハ論說ヲ印刷公行スルヲ得但シ法律ニ對シテ其責ニ任ス可シ<sup>41</sup>

ここでは立憲君主制という政治体制を設定しながらも、自由な權利を保證された、同一の權利をもつ国民が文武官吏や公会の議員となり得ることや立法の制定に関して、このような議員も含めて行われるという広く国民が政治参加できる政治制度が構想されている。

Hの中井誠太郎、眞野、岡嶋らにより立案された「國憲私考」は①に対応するものとして、第一章皇帝第五條、七條<sup>42</sup>がある。また、第二章内閣第七條<sup>43</sup>や第三章左院第三條、五條<sup>44</sup>また第四章第三條<sup>45</sup>は②の条件に照応するだろう。

Iの加藤による「讀私擬憲法草案」は第一において、①、②の条件にあたる共和主義的な意識が強くみられる。彼は、「我國人民が國約憲法ヲ制定シ我國體ヲシテ立憲帝國ト為シ陛下ト共ニ長ク國憲ニ依リテ國威ヲ萬世不朽ニ輝サント欲スル」<sup>46</sup>として、天皇と人民による国家を構想している。

Jの郵便報知新聞の「私考憲法草案」は明治14年5月21日の社説として掲載されたようだが、①に相当する条文として第一章皇帝の特權第一條<sup>47</sup>があり、また、②に相当する条文として、同章第二條、第二章内閣の組織第十條<sup>48</sup>、第三章第一五條<sup>49</sup>などがある。

第1章 皇帝の特權の第1條で、

「皇帝ハ萬機ヲ主宰シ宰相并ニ左右兩院ニ依リテ國ヲ治ム政務ノ責ハ一切宰

相ノ保任ニ帰ス」とし、第 2 條では

「皇帝ハ左右兩院ニ於テ議決セル日本政府ノ歳出入租稅國債及諸般ノ法律ヲ批准ス」

としている。

K の山陽新報社は「私草憲法」を明治十四年七月の新聞紙上で、掲載していたようだが、第一疑皇帝の権利の第二、三條<sup>50</sup>で①の特徴が、同疑第四條<sup>51</sup>に②の特徴が表れている。<sup>52</sup>

第 1 章 帝室 の第 1 款 皇帝ノ權利、第 1 條で

「皇帝ハ政務ノ責ニ任ゼズ宰相全ク之ニ當ル」

としている。第一疑第一條は天皇の象徴的存在性を想起させるものであるが、皇統を「永ク連綿ト輔翼シ奉ルノ道ハ即チ本文ノ如キ憲法ヲ制定シ……………」として皇統を永続させるためのたゞとして、この条文を位置づけている。

また、第 3 條で

「皇帝ハ法律ヲ布告シ陸海軍ヲ統率ス皇帝ハ行政官ノ統梁ニシテ主權ノ存スル所ナレバ立法院ニ於テ既ニ議決シ皇帝之ヲ批准セシ法律ハ皇帝ヨリ之ヲ全國ニ布告スル……………」

とし、第 4 條では

「皇帝ハ外國ト宣戰講和ヲ為シ同盟通商ノ條約ヲ結ブノ權アリ但シ……………國疆ヲ變更スルカ如キハ立法兩院ノ承諾ヲ得ルニ非サレバ其効力ヲ有セズ……………元老國會ノ兩院之ヲ承諾スルニ非ザレバ皇帝ト雖モ獨斷シ能ハザルノ制度ト為スハ乃チ國家ノ体面ヲ重ズレバナリ……………」としている。

いずれも、皇帝としての天皇の主権的権能を定めながら、天皇の独断を否定し議会の議決や承諾が国政において必要であることをこの憲法案で示している。

L の菊池虎太郎、黒崎大四郎、伊藤東太郎らによる「大日本国憲法草案各序改革之意見」では、第一章君民同治の政體の第二條で

「皇帝ハ第一條ノ如シト雖モ太政大臣内閣會議院上下議院ト共ニ大日本帝國ヲ統治ス」とし、第五章上議院の第十七條上議院で上議院が抽籤で、また、第六章下議院の第廿五條で下議院が投票で選ばれるとし①、②の条件に合致し、その他の政策過程についても具体的に言及されている。

M の「憲法草案」は個人の立場として湯川直秀により発表されたものだ。

天皇による主權は第 1 章 天皇 第 2 條で規定され、

「第二條 天皇ハ神聖ニシテ侵スベカラザル帝國ノ主權者ナリ

天皇ハ一切ノ國ヲ総攬シ此憲法ニ於テ欽定シタル規定ニ從ヒ之ヲ施

行ス」

とされている。しかし、また天皇による政治的主権が決して天皇の行為のみで完成しないことが、次のような条文で、表されている。

「第三條 天皇ノ凡テノ政務ニシテ其効力ヲ有スルニハ少シクトモ一大臣ノ對署ヲ要ス

天皇ノ大臣ハ責任ヲ有ス

第四條 立法權ハ國會ノ承諾ヲ以テ天皇之ヲ施行ス

第五條 天皇ハ法律ヲ裁可シ其發布及執行ヲ命ズ

第六條 一般危急ノ場合ニ於テ及公共ノ危難ヲ避クル為メ天皇ハ内閣ノ責任ヲ以テ法律ノ効力ヲ有スル勅令ヲ發スルヲ得」

第 2 條で、天皇の主権が記されるが、実際の政務については 1 人以上の大臣が対処するのであり、なおかつ天皇が責任をもつとされる。ただし、立法は国会の承諾が必要なのであり、法律は天皇の裁可をもって、發布し、執行が命ぜられるとしている。

N は土佐の立志社の憲法草案とされ高知新聞社から発表された。この『日本憲法見込案』<sup>53)</sup>には①の条件に合致するものとして、第 3 章帝室が、また、②の条件に合致するものとして第 2 節 帝権の第 57 條と第 4 章立法府 第 2 節 財政の第 98 條がある。

すなわち、第 57 條では、

「國帝ハ法律案ヲ起草シ之ヲ國會ニ出ス事ヲ得」とされ、第 98 條では

「國會ハ諸種ノ法律ヲ起草シ及ビ之ヲ議定ス」としているため、国会にも立法権をもたせ、政治的決定への参加を規定している。

そして、O の『大日本国会法草案』は櫻井静によるものとされる。この草案は比較的早い時期といえる明治 12 年 12 月に山形新聞に掲載された。<sup>54)</sup>ここには明解な共和主義的機構をみることができる。すなわち、第 1 款 國會ノ構置、第 1 條で、

「大日本國會ハ日本國民ヲ代理ス」とし、第 4 條、第 5 條で

「上院ノ議員ハ皇帝陛下ノ特任トス」、「下院ノ議員ハ帝國内一府縣毎ニ員宛選舉法ニ依テ日本國人之ヲ選舉ス」としており、第 33 條においては、

「法案ノ發議ハ先ツ各院ノ委員ニ於テ調査スヘシ而シテ一ノ議員ノ已ニ承諾シタル者ハ他ノ議員ニ送致ス又他ノ議員ノ承諾シタル後ハ皇帝陛下ニ呈シテ其許可ヲ受ク可シ……………」

とされている。

これらの天皇制に基づく共和主義的な特色をもつ私擬憲法の起草者あるいは起草団体について、その地域性や階層性について補足すると次のようなものである。

B は木戸孝充が青木周蔵に起草させたものであるが、青木周蔵(1844-1914)は長門国に生まれ、萩藩校明倫館好生堂教諭役の養子となり、ドイツで学んだ。彼は、明治二十二年には外相となり、条約改正にあたっている。

E を起草した山田顕義(1844-92)は萩藩士の長男として生まれている。明倫館・松下村塾に学び、尊王攘夷運動に従事している。第一次伊藤内閣では司法大臣に就任した。

F の起草団体である共存同衆は 1874 年に東京で、結成された学者たちによる思想団体である。

G の筑前共愛會は箱田六輔(1850-88)により設立され、この私擬憲法草案起草時には三木隆介が会長をしている。箱田は福岡藩士の次男として生まれ、自由民権運動で活躍した。

I の「讀私擬憲法草案」を執筆したとされる加藤政之助(1854-1941)は武蔵野国の旧家に生まれている。彼は、慶応義塾に学び、埼玉県会議員を務めながら、郵便報知新聞記者・大阪新報主筆として、自由民権運動を担った。

また、O の櫻井は 1857 年(安政四年)に、下総国に生まれ平民農の養子となる。総房共立新聞社を設立し、その後千葉県会議員、衆議院に選出されている。<sup>55</sup>

当時発表された私擬憲法は国会開設の勅諭という自由民権運動の一つの結実により、自由民権への希望から続々と発表された観はあるが、ここで紹介した草案には、天皇の主権的権能や国会の審議による国政を企図していたことが窺える。

そのような特徴は、私擬憲法の代表格である植木枝盛の『東洋大日本國国権案』にも表れている。『植木枝盛選集』の家永三郎による解説によれば、自由民権運動活動の理論的な旗手である枝盛は 1857 年に土佐藩の下級士族に生まれたが、1872 年に藩校致道館で、洋書の翻訳や紹介書を学び、1875 年には上京し、明六社の定期演説会や三田演説会、またキリスト教会の説教会に熱心<sup>56</sup>に通った。枝盛は公刊された文献において、天皇制の神権化を否定し、非公刊著作や口承の言行記録において君主のいない共和制を理想としていた<sup>57</sup>ということだが、彼の『東洋大日本國国権案』での構想は天皇を主権者と

して明確に定義つけないものの、先に取り上げた私擬憲法群にみられたような一連の天皇制に基づく共和主義的な構築の枠を逸脱するものではない。つまり、主権者としての言及は避けているものの、立法権や行政権を天皇に帰属させ、様々に制限を設けた特権を天皇に付与した。すなわち、第5編 皇室及皇族摂政、第1章 皇帝の特権で、天皇の特権的権能について定め、第6編 立法権ニ関スル諸則、第1章 立法権ニ関スル諸則の第116条で、「日本皇帝ハ日本聯邦立法権ニ与カルコトヲ得」とし、第7編 行政権ニ関スル諸則、第1章 行政権ニ関スル諸則の第1章 行政権ニ関スル大則、第165条、第166条では「日本聯邦行政権ハ日本皇帝ニ属ス」、「日本聯邦の行政府ハ日本皇帝ニ於テ統轄ス」としているが、その前提として、第6編、第1章、第114,115条で「日本聯邦ニ関スル立法ノ権ハ日本聯邦人民全体ニ属ス」、「日本聯邦人民ハ皆聯邦ノ立法議政ノ権ニ与カルコトヲ得」として、人民としての国民の立法制定への参加が規定されている。

## (2) 北一輝の構想

このように明治憲法制定時にあらわれた私擬憲法群には士族出身者を多く観察することができる。一方、2.26事件の思想的な背景とされた北一輝の『日本改造法案大綱』はクーデター的な様相をもつが、彼の構想には天皇制に基づく独自の共和主義的展望がある。

すなわち、1919年に公表された『日本改造法案大綱』において、「憲法停止。天皇は全日本国民と共に国家改造の根基を定めんが為に天皇大権の発動によりて三年間憲法を停止し両院を解散し全国に戒厳令を布(し)く<sup>58</sup>。」

「天皇の原義。天皇は国民の総代表たり、国家の根柱たるの原理主義を明らかにす。

此の理義を明らかにせんが為めに神武国祖の創業、明治大帝の革命に則りて宮中の一新を図り、現時の枢密顧問官其他の官吏を罷免し以て天皇を輔佐し得べき器を広く天下に求む。

天皇を補佐すべき顧問院を設く。顧問院議員は天皇に任命せられ其の人員を五十名とす。

顧問院議員は内閣会議の決議及議會の不信任決議に対して天皇に辞表を

捧呈すべし。但し内閣及議會に対して責任を負うものにあらず。<sup>59</sup>」

「華族制を廃止し、天皇と国民とを阻隔しきたれる藩屏を撤去して、明治維新の精神を明らかにす。」

「貴族院を廃止して審議院をおき、衆議院の決議を審議せしむ。<sup>60</sup>」

つまり、彼の構想は天皇制に基づいており、それまでに封建的に構築された組織にとらわれない国民による政治参加を意図したものと見える。その構想は天皇を中心においたが、当時の社会的状況から政権に不満を募らせており、当時の天皇を取り巻く行政的機関や階層を否定する内容である。天皇による憲法停止と戒嚴令の発動を唱える主張には天皇を国家主権の体现者として、構想する姿勢が表れている。北一輝(1883-1937)本名輝次郎は新潟県の酒造業、海産物問屋の長男として生まれた。彼は佐渡中学を中退後、独自の思想を形成し、『佐渡新聞』に寄稿しているが、国体論批判の立場を示す『国体論及び、純正社会主義』を自費出版し、発禁処分となり、その後、中国へ渡り、辛亥革命の支援活動を行っていたこともある。彼は当初天皇制に対して否定的なあったようだが、もし、それがこの『日本改造法案大綱』のような構想へと変容したとすれば、それはひとつの天皇制に対する受容の形<sup>61</sup>といえるだろう。

#### 4 日本国憲法形成期の共和主義

第二次世界大戦後に制定された日本国憲法の制定過程において、表立つ中心的存在はマッカーサーの率いる GHQ となる。アメリカ合衆国の日本に対する戦争の大義は総力戦の状況下での極度に制限された日本国民の人権を憂慮するもので、敗戦に伴い成立した東久邇内閣は GHQ の「人権指令」を受けて総辞職した<sup>62</sup>。日本国の独立国としての主権は否定され、後継の首相として、親米派の外交官であった幣原喜重郎が指名された。<sup>63</sup>明治憲法の絶対王制的性質の残る憲法草案に対してアメリカ側運営委員会の民生局長ケイデイスはマッカーサー原則を尊重することを求め、国民主権を憲法に含めることを強調した<sup>64</sup>。しかし、日本国の統合機能として天皇制は必要な制度と認識され、当初、公式に憲法改正問題に関する審議をする機関として一元化されていた憲法問題調査委員会や民間の団体である憲法改正委員会による憲法草案においても天皇制が必要とされてた。

幣原内閣の設置した憲法改正調査委員会の構成メンバーは委員長である松本烝次、美濃部達吉、宮沢俊義、清宮四郎、河村又介をはじめとした憲法

学会や法学会の権威が集められたということだが、松本委員長がそこでの議論をふまえて調査・検討の指針とした松本四原則のうち、2で、  
「議會ノ権限ヲ拡張シ、所謂大権事項ヲ制限スルコト」とし、また4で  
「臣民ノ権利自由ヲ保護シ、其ノ侵害ニ対スル国家ノ保障ヲ強化スルコトヲ明ラカニセラレタイノデアル」  
としているものの、1で

「天皇ガ統帥権ヲ総覽セラルル原則ニハ変更ナキコト」

とするもので、これをもとに作成された「憲法問題調査委員会試案」では日本を君主国とし、天皇は憲法の条規による統治権を行うとされるものである。この「憲法問題調査委員会試案」に対し GHQ は「指針」を与えることになるが、その構想は天皇制に基づく共和主義的体制としての性格を有していたといえるだろう。マッカーサー草案が示された後の「日本案」においても、そのような姿勢はみられ、主権の定義において、審議が繰り返された。

政府の調査委員会とは別に民間グループである憲法委員会が、第6回研究会において、正式に確定した草案に対して、GHQ から一定の評価を得たが、天皇制を否定するものではなかった。GHQ に提出された憲法草案とは別に高野岩三郎が雑誌に発表した彼独自の草案は天皇制に言及しない共和制を主張し、『新生』(1946.2)で発表しているが、天皇制に基づかない共和制を主張する高野案は第5回憲法研究会(12月5日)において、取り下げられている。この民間のグループである憲法研究会は高野岩三郎、杉森孝次郎、森戸辰男、室伏高信、岩淵辰雄、鈴木安蔵、馬場恒吾の7名のメンバー<sup>65</sup>が中心となって活動した。この憲法研究委員会の「憲法草案要綱」によれば、統治権としての根本原則として、掲げられた5つの根本原則(統治権)のうち、3つの原則で、天皇について次のような言及<sup>66</sup>している。

- 一、天皇ハ国政ヲ親ラセス国政ノ一切ノ最高責任者ハ内閣トス
- 一、天皇ハ国民ノ委任ニヨリ専ラ国家的儀礼ヲ司ル
- 一、天皇ノ即位ハ議會ノ承認ヲ経ルモノトス

また、国民の権利は平等に保障されることをうたい、普通選挙による議会を定めている。天皇は実際の行政、立法に関与せず、象徴的に存在し、共和制的な国民による政治参加が示されている。この「憲法草案要綱」は高野も多数意見に同調し、署名している<sup>67</sup>ということで、12月28日に各紙において発表された<sup>68</sup>。

実際に、在野の憲法学者であり、憲法研究会の幹事長でもある鈴木は明治

憲法創生期の私擬憲法を参考にしながら、天皇制についての取りえる道として、3つの方法を示しながら、これらの方法を折衷したともいうべき

「憲法研究会としては現状を把握して天皇制を存置させ、共和的色彩の濃い議会共和制をとることにした」と毎日新聞のインタビューで述べている<sup>69</sup>。

## むすびに

共和主義は自律的人間により支えられるものである。この場合の自律性は経済的自律性のみならず、外敵に対抗する力(武力)により、国家を支えることが要求された。しかし、歴史的にこのような共和主義的人間像の概念は変容されざるを得ない。古代的な直接的民主主義による都市国家から軍事力を必要とされる近代国家において、その軍事力とは人間的な能力を超えた科学や産業の結晶である。国家主権の定義は『政治的なるものの概念』のシュミットにおいて、政治的決定として、とくに開戦、終戦の決定を徴表とし、そのような見地からは戦力の保持としての軍隊の保有が主眼におかれるが、世界経済としての国際政治の展開する現代において、国家主権は単なる軍事的な徴表にとどまらない各国家、それぞれの徴表があらわとなっているといえるだろう。そして、そのような国家主権の徴表にシュミットも固有の国家主権のあり方について言及している。それはヘーゲル的な国家の展開であるともいえる。つまり、国家主権はそれぞれの独自の表現形態があるのであり、独自の国家である日本国としての主権、一貫性、アイデンティは天皇制をよりどころとする政治的風土の精神であるだろう。人間存在の序列的な志向は天皇制という精巧にしつらえられた日本的な秩序体系が、人間生活の表層において、ある種の秩序をもたらし、また国際的な日本の政治的存立が保たれているだろう。

日本の固有性としての歴史は、記録として勝者の論理であるという憶測をも生み、天皇家の確立自体が物理的強制力による確立であるという側面をも明確に否定することはできないが、単なる物理的強制力によらない正統性が『古事記』や『日本書紀』に示される。近代的な人間による国家の原理の立場からは、天皇制に対して原始的なアニミズム<sup>70</sup>であるともされるだろうが、そのような論理による風土に根差す宗教性の否定は逆に日本の主体的な固有性や素朴な法理を否定する可能性がある。

日本は西欧的な近代国家の枠組みを確立するために、明治期に素朴な天

皇制を絶対王政的制度として明治憲法によりつくりあげた。<sup>71</sup>日本国憲法が制定されたことにより、ある程度の民主的な制度が確立されたものの、象徴天皇制というある意味で、絶対的な体制が明治憲法よりも、しなやかに強靱な体制として、つくり直された。このように、天皇制が明白に象徴化され、民主的な国として民主主義国家の列に加わることは一連の日本の歴史において、間接的に様々な要因が働いた革命として考えることもできる。しかし、また、一方で、太平洋戦争の歴史そのものが、天皇制による下級武士層の統合過程であり、戦後自民党政権による農業政策は大戦期から引き続き米(こめ)の国としての日本が天皇制にもとづいて、農民層を統合した過程であるともいえる。

現行憲法下の日本国の政治体制において、ルソーの『社会契約論』であらわされた国家形態とのアナロジーを想起でき、現在の体制は理論としてのルソーの『社会契約論』の現実化ともいえる側面がある。天皇を象徴とし、内閣総理大臣によって、行政的決定がなされる日本国の政治過程は解散されうる議会において国民はその政治的主張が可能となるのであり、天皇という存在により、シンボライズされた日本的な正義の徴表はルソーの設定した国家理性的な現実生活の宗教<sup>72</sup>であり、また、カントの批判した普遍宗教<sup>73</sup>に対するひとつの日本的有り方だろう。

ただし、21世紀の今日においては人権的な意識はますます高まり、人間としての天皇の人権という問題あるいは皇室や皇族の人権や自由の問題への配慮や検討が必要とされる。それは憲法に必ずしも明記されない天皇や皇族による国事行為や行事について、時代に即した変化が求められているのではないだろうか<sup>74</sup>。そのような議論において、多様な提言<sup>75</sup>があるが、いずれにしろ、容易にこの日本的な徴表を改変し、天皇制に基づかない共和主義、民主主義を実現しようとするときに、法的、政治的根拠のとして、また、歴史書としての『古事記』、『日本書紀』や数々の古墳群、三種の神器、そして、神話としての『古事記』の西欧世界との共振性というものを無視することはできないだろう。

カント的な世界観や人間観を否定するものではないが、単純化された理想的な人間像による政治運営は現実的な方策といえないのは事実だろう。共和主義的志向を内包するグローバリズムの波全てを日本や世界の国々が現状において、含有できるとは言えない状況で、国家の理念に基づいた秩序の設定は常に必要とされる。

- 1 浅古弘、伊藤孝夫、植田信廣、神保文夫編『日本法制史』青林書院 2010p.252.
- 三谷博『ペリー来航』吉川弘文館 2003p.47-56.p.288.-291.ペリー来航までの経緯は決して、外交上突然の出来事ではなく、事前に、時の将軍である徳川公儀には、1844年7月にはオランダ国王ウィルヘルム二世からの開国と勧告する国書が到来している。この来航の通告以前にも再三の国交要求があったのであり、諸外国からの要求は自国の生産物の消費地としての期待からの避けることとのできない資本主義的な要求である。
- 2 共和主義の定義として、(猪口孝、大澤真幸、岡沢憲英、山本吉宣、ステューブン・R・リード編、川出良枝『政治学事典』弘文堂 1999)では「私的利益より公共の利益を優先し、祖国に献身する自立した公民(市民)が政治の主体となるべきであり、また、国家=共和国(re publica)はそのような公民的(civic virtue)なくしては存続し得ないとする考え方。」がある。
- 3 外務省ホームページ(2014.10)にて、日本国の承認国は194か国で2/3ほどが共和国を称している。
- 4 Max・Weber『Politik als Beruf』1919 西島芳二訳『職業としての政治』角川文庫 1959p.30.脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店 2010p.30.としているが、君主を伴う共和制による政治的決定の簡潔な定式化といえるだろう。
- 5 ルソーの生まれたジュネーヴはカルヴァンの影響が強かったが、カルヴァンは、筆頭王族であるナヴァール王、アントワーヌ・ド・ブルボンを支持するような発言をしている。(藤原保信・飯島昇蔵編、井口吉男『西洋政治思想史 I』新評論 1995p.154.)そうした君主制を容認するカルヴァンの発言も、ルソーが必ずしも君主制を否定しない要因となっているかもしれない。また、実際に、彼は自身の創作した喜歌劇『村の占い師』を国王や王妃、また、王族に観覧される機会さえあった。(ルソー/桑原武夫訳『告白 中』1965 岩波文庫 p.155-163.)
- 6 明治時代の政治制度論として、「統治構造の割拠性」論や、それに対する反論がある(川口暁弘『明治憲法欽定史』北海道大学出版会 2007p.401.)が、拙論はこのような明治時代の政治制度に関して評価を行うものではなく、責任の所在や定義の仕方、あるいは輔弼概念について、論じるものでもない。大日本国憲法のつくりあげた政治構造は兎も角、統一性を企図した、構造に存する精神(エートス)のようなものを詳述することを目的としている。明治時代の制度的な問題性により、太平洋戦争という破綻的状况がもたらされたのか、あるいは意図的な必然性があったのかも主要な論点ではない。
- 7 家永三郎「日本における共和主義の伝統」久野収、神島二郎編『天皇制』論集、三一書房 1974-1976p.329.(出典は『思想』1958.8)
- 8 柄谷行人『世界共和国へー資本=ネーション=国家を超えてー』岩波新書 2006p.197-201. M・Weber 前掲書、脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店 p.34.

- 9 永井健晴『憲政秩序と自己同一性の関係についての予備的・メタ理論的な諸考察』大東法学第23巻第2号2014p.108.
- 10 南原一博『日本精神史序説—構造と規制—』御茶ノ水書房1990p.iii.
- 11 柴田隆行『シュタインの社会と国家 ローレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程』御茶ノ水書房2006p.i.
- 12 瀧井一博『ローレンツ・フォン・シュタイン講述 陸宗光筆記 シュタイン国家学ノート』日本憲法史叢書8 信山社出版2005p.224-225. Lorenz von Stein 「The plan of state science」, 「Supplementary notes on state science」
- 13 水村美苗『日本語が亡びるとき 英語の世紀の中で』筑摩書房2008
- 14 ウェーバーによれば、君主的存在は彼がその政治的活動を行うための補助員を必要とするが、その時に「彼（君主）が、どこからこれらのものを得るのかにより、生じた王朝の政治的な組織の構造や、それだけでなく、むしろ、関連する文化の全体的な特性は全く主要な部分を依拠していた。」M・Weber 前掲書 p.512-513. 脇訳前掲書 p.20-21. 西島訳前掲書 p.21.
- 15 鷲森浩幸「王家と貴族」、歴史学研究会編『日本史講座』第2巻東京大学出版会2004
- 16 浅古、伊藤、植田、神保編、前掲書、p.31.によれば、天皇号自体の成立については天武朝成立説(674年)が有力とされている。
- 17(Carl Schmitt『Politische Theologie』1922,p.13.p.16.Zweite Ausgabe.Verlag von Duncker& Humblot,Munchen und Leipzig,1934 田中浩、原田武雄訳『政治神学』未来社1971p.11.p.15-16.)
- 18 C・シュミット/田中浩、原田武雄訳『独裁』未来社1991p.98-99.成瀬治、山田欣吾、木村靖二編『ドイツ史I』山川出版1997p.488.p.491.
- 19 C・シュミット/田中、原田訳、前掲書1991p.144.
- 20 武人貴族である坂之上田村麻呂は征夷大將軍を任じられた。討伐活動のような軍の委任としては、すでに、上毛野君稚子や阿倍臣比羅夫を將軍とする軍による白村江での戦い(663)や内戦としての壬申の乱での大海人皇子による高市皇子への全軍の直接指揮の委任(672)のような事例がある。
- 21 ルソー/桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫1954p.185.G・W・F ヘーゲル/三浦和男、樽井正義、永井健晴、浅見正吾訳『法権利の哲学』未知谷1991p.527.
- 22 浅古、伊藤、植田、神保編、前掲書 p.252.
- 23 西欧の君主制に選定王の歴史はあるがフィルマーなどにより王権神授説による君主制を擁護した。
- 24 南北朝時代は王権としての天皇が必須のものとして、公家・武士層に認識されていたが、王権が分裂する特殊な時代状況が生じた。(森茂暁『南北朝の動乱』吉川弘文館2007p.4-5.

- 25 瀧井、前掲書 p.220.
- 26 瀧井一博『伊藤博文東欧憲法調査の考察』京都自分子科学研究所『人文学報』第80号 1997.3
- 27 長尾龍一『思想としての日本憲法史』信山社出版 1997p.5-6.
- 28 君主制の構想は当時君主制國であった主にプロイセンの学者たちによる理論的な影響が強いといえるが、伊藤に関してはその憲法立案のために、任命された憲法研究のための渡欧において、ウイーン大学に当時本拠としたシュタインに深く感銘を受けている(瀧井前掲書)ようであり、どちらかといえばオーストリア的な立憲君主制的な精神の継受があったともいえるが、シュタイン自体はデンマークにほど近いシュレスヴィッヒ公国(現ドイツ連邦共和国)のエッケルフエンデに生まれ、1848年の革命前後にシュレスヴィッヒ独立運動に参加している。(柴田、前掲書 p.ii～iii.)
- 29 私擬憲法の多くは国立国会図書館所蔵の憲政史編纂会収集文書に依拠した。
- 30 同上(19巻 0130-0131)
- 31 同上(19巻 0012-0013)
- 32 同上(19巻 0136-0138) 西周は石見国で、代々医をもって、津和野藩主に仕えた西家に生まれた。後藤松陰塾に入り、オランダライデンに留学している。
- 33 同上(19巻 0057)
- 34 同上(19巻 0067-0068)
- 35 同上(19巻 0201,0202,0205,0207)
- 36 同上(19巻 0280)
- 37 同上(19巻 0283)
- 38 同上(19巻 0284)
- 39 同上(19巻 0363)
- 40 同上
- 41 同上(19巻 0369)
- 42 同上(19巻 0394)
- 43 同上(19巻 0395)
- 44 同上(19巻 0396)
- 45 同上(19巻 0400)この憲法草案には具体的な法律等の制定過程について言及された条文がある。
- 46 同上(19巻 0415)
- 47 同上(20巻 0007)
- 48 同上(20巻 0018)
- 49 同上(20巻 0022)
- 50 同上(20巻 0091)
- 51 同上(20巻 0092)

- 52 同上(20 卷 0090)
- 53 『日本憲法見込案解説』によれば、坂本南海男、廣瀬為興、山本幸彦や植木枝盛らにより明治 14 年 5 月以降に起草されたものと推定されるが、未完成のものである。
- 54 (同上 20 卷 0357-0358)
- 55 (同上 20 卷 0354-0358)
- 56 家永三郎編『植木枝盛選集』岩波書店 1974p.308.
- 57 同上 p.315.植木枝盛や立志社による私擬憲法草案には日本の領土範囲を設定がある。そのような文脈では『古事記』の国生み神話の逸話から所有権として、その統治を正統化する論理もひきだせ、その発想自体は『旧約聖書』とのアナロジーで、単なる科学的な大陸隆起の原理説明によって否定することもできない。
- 58 北一輝『北一輝思想集成』書肆心水 2005p.690.
- 59 同上 p.691.
- 60 久野収、鶴見俊輔『現代日本の思想—その五つの渦—』岩波新書 1956p.176-177.
- 61 萩原稔『北一輝の「革命」と「アジア」』ミネルヴァ書 2011p.152-153.
- 62 小林倫夫『日本国憲法制定過程における憲法研究会と芦田小委員会の役割』大東法政論集第 19 号、2010.3p.119.
- 63 同上
- 64 同上 p.146-148.衆議院での憲法草案審議において、憲法前文の修正に関連して、国民主権について明確に示すことが GHQ から求められ、ケイデイス民生局次長はこれについて、金森國務大臣と私的会談をし、その中で、国民主権の明文化について、強く要請した。
- 65 同上 p.123.
- 66 同上 p.125.
- 67 同上 p.129.
- 68 同上 p.124.
- 69 同上 p.128.
- 70 南原、前掲書、御茶ノ水書房 p.ii.
- 71 岡本雅亨『民族の創出』岩波書店 2014p.148.
- 72 永井、前掲書、p.104.
- 73 同上 p.180.
- 74 中村睦男『論点憲法教室』有斐閣 1990p.237-249.
- 75 南原、前掲書長尾、前掲書 p.210.

<参考文献>

- 浅古弘、伊藤孝夫、植田信廣、神保文夫編『日本法制史』青林書院 2010
- 三谷博『ペリー来航』吉川弘文館 2003
- 猪口孝、大澤真幸、岡沢憲英、山本吉宣、スティーブン・R・リード編  
『政治学事典』弘文堂 1999
- 藤原保信・飯島昇蔵編、井口吉男『西洋政治思想史 I』新評論 1995 ルノー/桑原武夫訳  
告白 中』1965 岩波文庫
- Max・Weber『Politik als Beruf』1919
- M・ウェーバー/西島芳二訳『職業としての政治』角川文庫 1959
- M・ウェーバー/脇圭平訳『職業としての政治』岩波書店 2010
- 久野収、神島二郎編『天皇制』論集、三一書房 1974・1976
- 柄谷行人『世界共和国へー資本＝ネーション＝国家を超えてー』岩波新書 2006
- 永井健晴『憲政秩序と自己同一性の関係についての予備的・メタ理論的な諸考察』大東法  
学第 23 巻第 2 号 2014
- 南原一博『日本精神史序説―構造と規制―』御茶ノ水書房 1990、  
『近代日本精神史―福沢諭吉から丸山真男まで―』大学教育出版 2006
- 柴田隆行『シュタインの社会と国家 ローレンツ・フォン・シュタインの思想形成過程』御茶ノ  
水書房 2006
- 瀧井一博『ローレンツ・フォン・シュタイン講述 睦宗光筆記 シュタイン  
国家学ノート』日本憲法史叢書 8 信山社出版 2005、『伊藤博文東憲法調査の考察』京  
都自分科学研究所『人文学報』第 80 号 1997.3
- 水村美苗『日本語が亡びるとき 英語の世紀の中で』筑摩書房 2008
- 歴史学研究会編『日本史講座』第 2 巻 東京大学出版会 2004
- Carl Schmitt『Politische Theologie』1922
- C・シュミット/田中浩、原田武雄訳『政治神学』未来社 1971
- C・シュミット/田中浩、原田武雄訳『独裁』未来社 1991
- 成瀬治、山田欣吾、木村靖二編『ドイツ史 I』山川出版 1997
- ルノー/桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫 1954
- 川口暁弘『明治憲法欽定史』北海道大学出版会 2007
- G・W・F ヘーゲル/三浦和男、樽井正義、永井健晴、浅見正吾訳『法権利の哲学』未知谷  
1991
- 森茂暁『南北朝の動乱』吉川弘文館 2007

- 長尾龍一『思想としての日本憲法史』信山社出版 1997
- 武光誠、佐藤和彦、村上直、安岡昭男編、川本勉『日本史用語大辞典』新人物往来社 1995
- 田中卓『日本国家の成立と諸氏族』国書刊行会 1986
- 岡本雅亨『民族の創出』岩波書店 2014
- 上垣外憲一『ハイブリッド日本』武田ランダムハウスジャパン 2011
- エミリオス・A・クリストゥリディス、角田猛之・石前禎幸編訳『共和主義法理論の陥穽—システム左派理論からの応答—』晃洋書房 2002
- 大森秀臣『共和主義の法論理』勁草書房 2006
- 家永三郎編『植木枝盛選集』岩波書店 1974
- 北一輝『北一輝思想集成』書肆心水 2005
- 久野収、鶴見俊輔『現代日本の思想—その五つの渦—』岩波新書 1956p.176-177.
- 萩原稔『北一輝の「革命」と「アジア」』ミネルヴァ書房 2011
- 小林倫夫『日本国憲法制定過程における憲法研究会と芦田小委員会の役割』大東法政論集第 19 号、2010.3.
- 大石眞『憲法史と憲法解釈』信山社出版 2000
- 和辻哲郎『和辻哲郎全集』岩波書店、1990
- 津田左右吉『日本古典の研究』岩波書店 1972
- 武田清子『天皇観の相剋』岩波書店 1993
- 倉西裕子『「記紀」はいかにして成立したか、「天」の史書と「地」の史書』講談社選書メチエ 2004
- 植田正昭編『古事記新研究』学生社 2006
- 中村睦男『論点憲法教室』<法学教室全書>有斐閣 1990
- <参考資料>
- 外務省ホームページ 2014.10
- 明治神宮・聖徳記念絵画館所蔵の展示絵画、及び解説文
- 高橋正俊『日本国憲法改正規定の背景——マッカーサー草案における形成過程とその Background——』香川法学 21(3),1-26(2002-03-20)香川大学
- 『天皇系図』2014.12.5 宮内庁ホームページ
- 国立国会図書館所蔵の憲政史編纂会収集文書 19・20 巻
- 『五日市憲法』2014.12.5 五日市ホームページ
- マッカーサー草案日本国憲法仮訳 外務省 2014.12.21 ホームページ